

平成19年度 第17回
青梅市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成20年2月21日(木)午後1時30分
場 所 青梅市教育センター会議室

第17回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 平成20年2月21日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 議案審議
 - 議案第28号 平成20年度青梅市教育委員会の基本方針について
 - 議案第29号 青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第30号 青梅市市民センター改革等に伴う関係規則の整備に関する規則について
 - 議案第31号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について
 - 議案第32号 青梅市市民センター改革等に伴う関係規程の一部改正について
 - 議案第33号 青梅市教育委員会職員の人事異動について[追加議案]
- 5 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 平成19年度教育費補正予算について
- 2 平成20年度教育費当初予算について
- 3 青梅市市民センター改革等に伴う関係要綱等の改廃について
- 4 美術作品の寄贈について（美術館管理課）
- 5 議会報告[追加報告]

出席委員	教育委員会委員長	買手屋	仁
	教育委員会委員	小野	具彦
	教育委員会委員	松永	勇
	教育委員会委員	阿部	郁子
	教育委員会委員	畑中	茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中	茂雄
	学校教育部長	山崎	雄一
	社会教育部長	新井	光昭
	総務課長	清水	宏
	施設課長	大越	久雄
	指導室長	宇田	剛
	教育指導担当主幹	船山	徹
	特別支援教育担当主幹	遠藤	由典
	給食センター所長	市川	民夫
	社会教育課長	山下	正義
	郷土博物館管理課長	久保田	正寿
	中央図書館管理課長	上岡	高史
	体育課長	地引	静雄
	青梅市民センター所長	栗原	博
	長淵市民センター所長	福田	政倫
	大門市民センター所長	加藤	研
	梅郷市民センター所長	高橋	昇
	沢井市民センター所長	市川	芳幸
	小曾木市民センター所長	栗原	秀二
	成木市民センター所長	池田	英喜
東青梅市民センター所長	大場	護勝	
河辺市民センター所長	大谷	宣雄	
今井市民センター所長	英	光一	

書記	総務課庶務係長	永沢	雅文
	総務課庶務係	太田	進也
	美術担当主査	石田	治郎

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の臨時会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 19 年度第 17 回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、阿部委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

日程第3 報告事項

(1)委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、委員の方、どうぞ。

【委員】 2月17日(日)に、第6回青梅市親子ふれあい綱引き大会に参加させていただきました。開会式から参加をして、途中中抜けをしましたが、閉会式までお付き合いをさせていただきました。

綱引き大会は初めてだったので、新鮮な気持ちで参加させていただきました。小さい子から、ものすごく力が入るスポーツ綱引きまで、非常に幅広い参加があったということが、何よりだと思います。特に、この名前のおり、ふれあいのグループというのは、小学生以下4人加わらなければいけないというルールに従ってやっていたけれども、非常に心温まる、それでいて力が入る綱引き大会だったなと思います。ぜひこれは続けて、より一層参加があるようになればと思います。

聞くところによりますと、霞台中の活躍が目立っておりましたが、体育授業の選択教科の中で綱引きを体育活動として取り組んでいると伺いました。大変結構なことだと思いました。

【委員長】 続きまして、お願いいたします。

【委員】 私は中学校技術家庭の作品展に伺いましたので、感想を申し上げます。

大変に力作が多くて、立派だなというのが印象に残りました。木工、金工、縫い物、浴衣等と数多く展示されておりまして、非常に多岐にわたる作品があり、感心しました。お聞きしたところによりますと、木製のイスが展示されていて、それは地元のヒノキの材料を提供していただき、その材料を使用して生徒たちが作ったというようなことでした。また、先生方もご自分のイスを生徒たちとともにつくるといってお話をお聞きしまして、まさに学校の教育活動というものが広がりを見せており、とてもいい展示会であったと思っております。どうぞ指導室の方でも、先生方よろしくお伝えいただきたいと思います。

【委員長】 以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 平成19年度教育費補正予算について

【委員長】 続きまして、教育長報告にまいります。報告事項1、平成19年度教育費補正予算について、説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 それでは、1番の平成19年度教育費補正予算につきまして、報告資料1になりますが、説明をさせていただきたいと存じます。

まず、配布資料の中には記載がございませんが、平成19年度の一般会計（補正前）の総額は483億8,708万9,000円となっております。今回全体の補正をした後の額が486億3,250万9,000円というような形になっております。このうち、教育費でございますが、補正前の総額といたしましては、表の1行目、10教育費の補正前の額が75億5,755万6,000円となっておりますが、今回の補正2,808万3,000円を減額いたしますと、補正後の総額といたしましては75億2,947万3,000円となるところでございます。

次に、区分別の経費のうち、教育関係の補正に関係いたしますものについてご説明をさせていただきたいと存じます。

2行目、教育センター管理経費の補正額325万円の減額でございますけれども、一番右の欄の補正額の内訳・説明に記載してございますように、請負側の態勢が整わなかったために、PCB廃棄物処理等業務委託料の金額を全額減額しようとするものでございます。

次に3行目、小学校施設整備経費の補正額456万5,000円の増額でございますが、そのうち第二小学校校舎耐力度調査委託料598万5,000円の皆増につきましては、第二小学校の改築に際しまして、国からの補助金を得るために、東京都と相談をした結果、耐力度調査が必要となってまいりましたので、所要の経費を計上いたしました。

次に、上の行の給水設備改修工事費の142万円の減額と、また第七小学校校舎耐震補強事業経費の補正額475万1,000円、およびコンピュータ教育経費の補正額371万7,000円のそれぞれの減額につきましては、いずれも契約の締結に伴い契約金額が決定いたしましたので、不用額を減額するものでございます。

次の項につきましては、社会教育部長から説明させていただきます。

【社会教育部長】 それでは同じ資料、続きましてご説明させていただきます。

社会教育関係の中で主なものでございますが、社会教育一般経費の下、中央図書館管理運営経費226万1,000円の補正額でございます。一番右の欄をご覧いただきたいと思いますけれども、今回、使用料ということで、駐車場を有料にしたため3月の1カ月分、それと若干の駐車券の購入等もございます。これらをしようとするものでございます。それから施設借上料、これは3月1日から施設の借上げが発生いたしまして、この借上料が1カ月分ということでございます。今までですと、河辺タウンビルB共益費負担金というのはこの借上料ですが、それが下の方に移りまして、したがって説明にございますように、河辺タウンビルBの共益費負担金が

今までございませんでしたけれども、皆増の790万1,000円となっています。以上が主なものでございます。

続きましてその下段、中央図書館施設整備経費646万円の減となっています。これは現中央図書館の南側に駐車場用地がございます。この駐車場用地の基金での購入が20年度に見送られたことに伴いまして、その工事費を減額しようとするものでございます。

1つ飛びまして、スポーツ振興奨励関係経費100万でございますが、これはスポーツ振興基金の当初ご寄付いただきました朝日興業から、今回、朝日興業の社長がお亡くなりになったことに伴いまして、100万円の寄付をいただきました。それを基金に積み立てようとするものでございまして、100万円の増額です。

一番下の体育施設整備経費でございますが、230万の増となっています。内訳としましては、風の子太陽の子広場の遊具の撤去ならびに入り口の園路の舗装がございます。それをあわせまして230万の補正をしようとするものでございます。

以上でございます。

【委員長 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成20年度教育費当初予算について

【委員長】 続いて、報告事項2、平成20年度教育費当初予算について説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 2番の平成20年度教育費当初予算につきまして、報告資料2によりましてご説明をさせていただきたいと存じます。

初めに、平成20年度教育費予算の編成につきましては、昨年11月8日に開催されました第12回教育委員会定例会でご協議いただきご承認をいただきました。この編成に当たりましては、青梅市が示している青梅市総合長期計画の推進、地域経営の視点に立った施策の展開、行政経営の視点に立った行財政改革の推進、および財政構造改革の推進の4点を目標に、教育予算の基本的な方針を定め、さらに平成20年度青梅市教育委員会の重点施策を示したところでございます。予算額の決定につきましては、3月市議会定例会に議案が上程され、3月17日(月)から21日(金)までの間、4日間にわたり予算審査特別委員会が開催され、最終日の3月26日(水)に議決される予定となっております。

次に、平成20年度の一般会計予算の総額でございますが、記載にはございませんけれども、総額といたしましては434億円となっております。平成19年度との比較では、金額で10億円の減額、増減率では2.3%の減となっております。このうち教育費でございますが、予算額は56億7,031万9,000円で、前年度との比較では金額で5億886万5,000円の減額、増減率では8.1%の減となったところでございます。

主な内容といたしましては、下段の表の中で、人件費でございますけれども、市民センター改

革に伴い、現行社会教育費で措置されていた職員の人件費等を市長部局等に移したことによる影響などから、3億4,232万8,000円の減額になったことや、投資的経費では、小・中学校整備経費の増加要因はあるものの、新中央図書館整備事業が終了したことに伴います減額要因などから、2億7,986万4,000円の減額となっております。

次に、事業別経費のうち、新規事業など主なものについて説明をさせていただきたいと存じます。

初めに、3行目でございますが、学校教育指導経費2,000万4,000円を計上いたしまして、前年度との比較では162万5,000円の増額となりました。新規事業として、1の伝統文化奨励表彰5万円を計上しております。これは、青梅の伝統・文化・芸術に優れた技能を有する児童や生徒を対象とするもので、表彰経費等を措置してございます。また、2の全教職員へ防災用ヘルメットを貸与する経費を計上し、先生方に大規模震災時における安全対策の向上を図ってまいります。

次に、9の給食センター経費4億5,268万8,000円でございますが、前年度との比較で1,555万1,000円の少し大きな減額となっております。主な減額の理由といたしましては、食器消毒保管庫の償還終了に伴います器具等借上料の減や、学校給食配せん員の減員に伴います関係などから減となったものでございます。

次に、11の学校管理経費および裏面25の学校管理経費、いずれも小・中学校の中の関係でございまして、新規事業として校庭内の遊具や体育施設が安全に使用できるよう、専門業者に保守点検を委託する経費をそれぞれ計上したところでございます。

次に、20の特別支援学級(情緒障害)経費、また裏面34の特別支援学級(情緒障害)経費、いずれも小学校、中学校費でございます。この関係につきましては、青梅市特別支援教育実施計画にもとづき、平成21年度に吹上小および第一中学校に通級学級の開設経費をそれぞれ計上したところでございます。この結果、実施計画で予定した平成22年度末での総設置校数21校に対しまして、16校が開設する予定となっております。今後の設置につきましては、第2次の実施計画の中で、児童・生徒数の推移などを検証しながら、改めて計画を立ててまいりたいと考えております。

次に、投資22 第三小学校校舎・屋内運動場耐震補強事業経費、さらにその次の投資23 第五小学校校舎耐震補強事業経費、また裏面の投資36 第一中学校屋内運動場耐震補強事業経費、さらにその次の投資37 第三中学校校舎耐震補強事業経費につきましては、いずれも平成18年度に実施いたしました耐震診断の結果にもとづき、学校施設の安全化を向上させるために実施するものでございまして、所要の経費を計上したところでございます。

次に、投資24の友田小学校プール施設改修事業経費649万4,000円でございますが、当施設の老朽化に伴い、プールサイド等の改修工事を行うものでございます。

裏面に移らせていただきまして、投資27 庁用自動車購入経費874万2,000円でございますが、全中学校区に、すでに配車してございます第七中学校を除く9校に、それぞれ学校ご

とに庁用自動車を配車するものでございます。自動車の使用に当たりましては、地域住民による防犯パトロールに活用できる仕組みを、関係機関の方々とも協議しながら、態勢を構築してまいります。

次に、31のコンピュータ教育経費7,441万2,000円でございますが、前年度との対比では1,975万3,000円の増額となっております。新規事業として、中学校に無線LANを2校導入しようとするものでございます。この無線LANにつきましては、すでに小学校へは導入済みでございますが、平成20年度に霞台中学校と泉中学校に導入してまいります。

以下につきましては、新井社会教育部長から説明させていただきます。

【社会教育部長】 引き続きまして、社会教育の関係ならびに主な事業につきましてご説明させていただきます。

38 社会教育一般経費でございます。昨年と比べまして1,445万7,000円の減となっておりますが、説明欄にございますように、市民センター改革に伴いまして、現在、社会教育で運用しております社会教育施設の予約システムが、来年度から市長部局、総務部の方へ移る関係がございます。その移行に伴う減でございます。

次のページ、43 文化財調査保護経費27万2,000円の減となっておりますが、新規事業といたしまして民俗技術調査委託がございます。一昨年、文化財保護法が改正されまして、民俗文化財の中に民俗技術という新しい項目が加わりました。それにもとづきまして調査を行うというもので、経費が20万円の増を予定してございます。

その下、投資44 指定文化財保存事業経費207万8,000円の減となっておりますが、毎年度、対象が変わる関係がございます。毎年増減がございます。今年度につきましては、塩船観音寺の鐘楼、あるいは天寧寺の仏像の事業補助をしようとするものでございます。

その下、投資45 旧宮崎家住宅整備経費870万ということでございまして、2カ年計画の第1年度ということで、屋根の改修を予定してございます。

1つ飛びまして投資47 郷土博物館施設整備経費232万5,000円ということで、郷土博物館の耐震診断を実施する予定でございます。

投資49 美術館事業経費でございますが、76万5,000円ほど減ってございますが、備考に書いてございますように、昨年から隔年実施となりましたものでございますが、今年度該当いたします第22回の多摩秀作美術展、これが一昨年に行いましたものを今回実施しようとするものでございます。

その下50 中央図書館管理運営経費、大きく1億8,836万円の増となっております。内容としましては、新しい図書館が3月1日にオープンいたします。その臨時事務賃金が5,300万円、それから施設整備関係が5,500万、図書購入が3,300万、共益費が2,700万、施設管理が1,500万、使用料1,500万、光熱費1,500万、こういった経費が合算されまして、大きな予算となっております。また、新規事業といたしまして、対面朗読の実施ということで、新中央図書館での実施を予定しております。

その下、分館図書館運営経費でございますが、2,337万1,000円の増となっております。これらにつきましては、今まで10の市民センターの図書館で行ってありましたものを、中央図書館に集中化をいたします。その関係で、中央図書館の方へすべて事業を集中するという事で、大きな増となっております。

次に、52 図書館事務のオンライン経費3,628万3,000円ということでございます。これらにつきましても、中央図書館への集中化に伴います全機器の保守ならびに賃借料がふえているという内容です。

2つ飛びまして、投資55 分館図書館施設整備経費で349万1,000円。これらにつきましては、補正でもご説明しましたが、現中央図書館の駐車場整備、耐震補強実施設計ということで、現中央図書館を改修する予定でございます。

その下、56 市民会館運営経費125万円の減となっておりますが、これらにつきましては燃料費等の減が要因です。

1つ飛びまして投資58 市民会館施設整備経費5,721万7,000円と大きく増となっておりますが、開館以来使ってありました舞台の調光システム、いわゆる光を当てるシステムでございますが、それらが老朽化いたしまして、もう耐用年数を過ぎているということで予算要求したところお認めいただきまして、大きな改造を予定してございまして、5,700万余の予定をしているところでございます。

60のスポーツ教室実施経費547万1,000円の増ということでございますが、これは市民センター改革に伴いまして、長期の柔・剣道教室、あるいは短期のスポーツ教室、これらが市民センターの事業から社会教育部体育課の事業として移管されます関係から、増となっております。

61 軽スポーツ普及事業経費でございますが、新規といたしましてキンボール交流大会の実施ということでございます。風の子祭り、ファミリーゴルフ大会等が廃止になりました。それにかかります軽スポーツの普及ということで、キンボールの交流大会を実施する予定でございます。

62 耐力保持・増進事業経費69万3,000円の増。新規としましてウォーキングモデルコースの設置ということで、2カ所のモデルコースの設定、あるいは歩数計の公布や講習会の開催ですとか、看板の設置、それらを考えております。

64 水泳場管理経費933万2,000円の増となっておりますが、説明欄の下段、梅郷市民センタープールが移管、これは廃止でございますが、沢井市民センタープールが沢井市民センタープールの事業から体育課の事業に移管されることに伴います増でございます。

65 運動広場管理経費148万7,000円の減となっております。これらにつきましては、3年に1度、運動広場の浸透ますを清掃いたしますが、それが19年度に実施しておりますので、それに伴う減でございます。

投資66 体育施設整備経費5,401万円の増でございます。これらにつきましては矢野の運動広場および長淵3丁目の運動広場の整備経費、ならびに矢野の運動広場の撤去工事ござい

ます。

投資 6 7 水泳場整備経費 1,054万8,000円の増でございますが、この中には大きく梅郷市民センタープールの解体でございます。以前の教育委員会でもご説明しましたが、梅郷市民センタープールを廃止しまして、第五小学校のプールを活用させていただくということで、既存のプールの解体ということで1,500万円余の経費を予定しています。それから、東原公園水泳場のプール手すり等の改修等を相殺しまして、1,000万余の予算を計上したところでございます。

以上、雑駁でございますが、ご説明申し上げます。

【委員長】 説明が終わりました。20年度の当初予算につきまして教育委員会が提出する案でございます。今後、議会で承認を得て、正式に予算として決められるということになります。何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

【委員】 20年度の教育費は約56億の予算となっております。青梅市全体としてはおおむねどのくらい見込んでおりますか。

【学校教育部長】 特別会計、いわゆる収益事業を含めまして、約1,500億以上となっております。

【委員】 学校教育で、投資 2 7 庁用自動車購入経費というのがありまして、防犯パトロールということですが、地域の方が利用されるということで、もう少し詳しく学校と地域との関係や、かかわりなど教えてください。

【総務課長】 基本的には各中学校区に配置いたしまして、いわゆる学校の連絡事務用にも使用いたします。中学校区に1台ずつ配置することによって、小学校、中学校が共同利用いたします。教育センターと各学校間の事務連絡や、荷物の搬入・搬出、そういう部分についても利用いたしますけれども、それとあわせて学校が実施する防犯パトロール、いわゆる青色回転灯を装着して、地域の学区内の防犯パトロールに使います。

ただ、それだけでなく、地元のボランティアで防犯パトロールなどをやっている団体の方々が、青色回転灯をつけたパトロールカーを利用したいということであれば、それも利用できるような形で要綱を整備して、せっかく9台の車を配置いたしますので、学校のみならず地域にも利用いただいて、なるべく有効利用しようとするものです。1台の車を多方面に活用することによって、経費対効果をあげるということも含めて利用します。学校でも当然利用いたしますし、そういう合間の中で地域の方にも、防犯パトロールに利用される場合はご利用いただくという形の制度を予定しております。

【委員】 十分に事故のないように気をつけて、使えるようにして欲しいと、こう思います。

【委員長】 いわゆる多目的に使える自動車であると、そのようにしたいということですね。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 青梅市市民センター改革等に伴う関係要綱等の改廃について

【委員長】 続いて、報告事項3、青梅市市民センター改革等に伴う関係要綱等の改廃について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、青梅市市民センター改革等に伴う関係要綱等の改廃について、報告資料3にもとづきましてご説明いたします。

要綱等の一部改正については協議事項として、また廃止については報告事項として教育委員会に提案するわけではありますが、市民センター改革関係の要綱等は、市長部局、教育委員会部局等、多数ございます。この処理につきましては、市長部局との協議の中で一括して処理をするということをごさいます、今回は報告事項としてまとめさせていただきましたので、ご了承いただきたいと思ひます。

それでは説明させていただきます。

市民センター改革に伴う関係要綱等の改廃であります、お手元の資料2、市長部局への移管に伴い整備するものが1件、これは青梅市社会教育施設備付け電子複写機等利用要領の一部改正でございます。また3、課から係へ、課長から課長補佐への変更に伴い改正するものが2件ございます。青梅市生涯学習センター建設検討委員会設置要綱の一部改正、もう1件は青梅市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正であります。4、生涯学習事業の一元化に伴い整備するものが1件ございます。社会教育事業等事務処理要領の廃止であります。5、その他規定の整備を行うものが1件、青梅市教育委員会付属機関の委員等に対する感謝状贈呈実施基準の一部改正であります。

内容につきましては、次のページの新旧対照表をご覧くださいながらご説明させていただきますいと存じます。

まず、青梅市社会教育施設備付け電子複写機等利用要領でございますが、第3項の利用料と第4項の利用方法、それと第6項の利用できない日のところが改正されております。

まず第3項の利用料でございます。ゴシックになっているところが改正された部分で、主に謄写印刷機につきまして変更がございます。この謄写印刷機につきましては平成10年度に使用料を設定したものでありますけれども、以来10年経過しております。この要領を改正するにあわせて、原価計算をし直しております。この原価計算は、賃借料、インク代、用紙代、電気料等にもとづきまして原価計算させていただきました。その中で、機械の賃借料とインクが安くなっております。そのかわり用紙代の方が高くなったということをごさいます、ここに載せてございますように、原稿1枚につき印刷枚数が10枚までは、同じでございます50円といたしますけれども、10枚を超える分については1枚について今まで3円のところが、1円安くなりまして2円ということで改正をさせていただきます。

また、イの方では、用紙を持参したものにつきまして新たに設置をさせていただきます、原稿1枚につき印刷枚数10枚までが、ちょうど用紙が1枚1円になるものですから10円下がっ

て40円とし、10枚を超える分については1枚について1円を加算するというので、やはり1円用紙代を安くしてございます。

続きまして、裏面第4項では、上の3項の関係で、用紙は今までは備付けのものということでございますが、持ち込みの用紙を設定した関係で、この部分を削らせていただいております。

続きまして、第6項、利用できない日を設定してありますが、各社会教育施設の休業日は、複写機等を利用することができないということで、その次のただし書きは市民センターの部分でございまして、これが市長部局に移管されますので、この部分を削っています。

続きまして、青梅市生涯学習センター建設検討委員会設置要綱の改正につきましてご説明申し上げます。

第3項の組織の構成員から「市民センター所長の代表者」を削りまして、「市民部市民活動推進課長」を加えるものであります。それに伴い、第5項の委員の代理の「市民センター所長の代表者」にあつては他のセンターの所長を」という部分を削っております。

次に、青梅市生涯学習推進本部設置要綱でございます。

この部分は次のページに該当するものですが、生涯学習推進本部の下部組織であります庁内推進会議、これは第6項にその文言を載せてございますが、その中の構成員、これは最後に別表ということで表示しておりますが、「社会教育部市民センター所長の代表」を削りまして、「市民部市民活動推進課長」を加えるものであります。

続きまして、今度は廃止でございますが、社会教育事業等の事務処理要領、これについては資料をつけてございません。内容が大幅に変更になることから廃止をさせていただきます。例えば、社会教育事業の担当者会議の関係、部の連絡会の関係、あるいは社会教育事業の実施計画書・報告書の扱いということで、内容が集中化に伴いまして変わるものですから、この要領は廃止ということでございます。資料は添付してございませんので、よろしく願いいたします。

続きまして、最後になりますけれども、青梅市教育委員会附属機関の委員等に対する感謝状贈呈実施基準というのがお手元にあると思いますが、その関係でご説明いたします。

この別表に被贈呈者の範囲が記載されておまして、その中に「市民センター運営委員会委員」というゴシックの部分がございまして、この部分を削るというものでございます。

なお、実施期日につきましては、平成20年4月1日からとなっております。

以上で報告を終わります。

【委員長】 大変いろいろありましたが、ただいまのご説明、特に4の生涯学習事業の一元化に伴い整備するものは資料がないということでよろしいですね。そのほかは新旧対照表のゴシックで書いてあるところを比較してくださいということです。

【社会教育課長】 ゴシックの部分、あるいはアンダーラインの部分、あるいは網かけの部分というのは変更点等でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますか。

【委員】 最後の青梅市教育委員会附属機関の委員等に対する感謝状贈呈実施基準ですが、「市民

センター運営委員会委員」は条例で削るということですね。新しい体制になる生涯学習の運営委員を設置するというふうに以前お聞きしたような気がいたしますが、その部分についてはどこにございますか。

【社会教育課長】 運営委員の制度を廃止して、新たに設置するというものでございますが、その部分につきましては市長部局になりまして、要綱設置をするということで今検討してございまして、正式にはまだ表に出ておりません。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 美術作品の寄贈について（美術館管理課）

【委員長】 次に、報告事項4、美術作品の寄贈について説明をお願いいたします。

【社会教育部長】 それでは、報告資料4をご覧くださいと存じます。美術作品の寄贈につきましてご説明させていただきます。

今回の美術作品の寄贈につきましては、本年1月にお1人の方からお話がございまして、検討いたしましたところ、いずれの作品も青梅市美術館の収蔵方針に沿うものでございまして、また館蔵品にふさわしい優れた作品でございましたので、寄贈を受けたものでございます。

寄付の内容でございますが、鈴木敏子さん。この方は作者ではございませんが、所蔵してありました青梅市にゆかりのある日本画家・川合玉堂氏、洋画家の小島善太郎氏、および金工家・大木秀春氏の作品を寄贈いただいたものでございます。

なお、寄付理由、美術館評価、作家の略歴につきましては記載のとおりでございますので、お目通しください。

1枚おめくりいただきまして、寄付申出作品内訳をご覧くださいと思います。今回の寄贈のうち、川合玉堂氏の作品につきましては日本画1点で、評価額は350万円でございます。小島善太郎氏の作品につきましてはパステル画1点で、評価額は10万円でございます。大木秀春氏の作品につきましては彫金作品7点で、評価額は合計で60万円でございます。

次のページ以降に寄贈作品のコピーが添付してございますので、ご参考にしていただければと存じます。

説明は以上でございます。

【委員長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 議会報告[追加報告]

【委員長】 次に、ここで報告事項として「議会報告」が1件追加されるとのことであります。

つきましては、報告事項5として議会報告を追加いたします。説明をお願いいたします。

【社会教育部長】 大変恐縮でございますが、本日追加させていただきました報告資料5にもと

づきまして、ご説明をさせていただきます。

去る2月1日に開催されました総務文教委員会につきましての報告でございます。

案件は、陳情19第10号津雲邸取得についてでございます。本案に関しましては3人の委員から質疑および意見がございましたが、答弁につきましてはそれぞれ記載しておりますので、大変恐縮でございますが、お目通しをいただきたいと思っております。

それでは、主な質疑を申し上げます。結城委員からは、市の文化財指定の基準、市内の近代和風建築物の有無、および市の文化財指定に当たっての青梅の独自性と地域性の考え方について。次に青木委員からは、津雲邸の文化財的価値、市が取得した場合の登録文化財の登録の可能性について、登録文化財のメリット、市内の登録文化財および近代和風建築物の指定の計画について質問がございました。次に西村委員からは、市が取得して指定した文化財の有無、および指定文化財の評価に所有者の業績が加味されたのか、との質疑がございました。

質疑終了後、小山委員から、津雲邸に残されている仏像、家具がすでに寄贈されたものか不明である。また青木委員からは、陳情の取得希望の底地と添付書類の底地とは異なっている、関係地件者の覚書の中の双方がだれを示すのか明らかでない、土地の取得希望が津雲邸の敷地だけなのか、庭を含めた全体なのか明らかでない、所有者の意向が明らかでない、との意見が出されたところでございます。

その後、委員長から、意見のあった課題の確認処理につきまして、正副委員長に一任願、継続審査としたい旨の提案がございました。これをお諮りしたところ、全員の賛成によりまして、本件の継続審査が決定したところでございます。

以上、総務委員会の報告とさせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見ございますか。

【委員】 津雲邸の取得について、どのくらい時間がかかるのでしょうか。

【社会教育部長】 取得をするかどうかということの結論は出ておりませんで、市として取得する方向か、または取得をしないのか、その結論は継続審査となりましたので、まだ出ておりません。

【委員】 現状は審査中ということですが、仮に市として取得する方向で話し合われた場合に、手続き等どのくらい時間がかかるかなどは予測できますか。

【社会教育部長】 この陳情の結論がいつ出るかということは、議会の判断もあると思っておりますし、また市の審査、議会での審査を踏まえて結論が出てくるというものでございます。市の考え方もまだ基本的にはお示ししていないということですから、議会での陳情の結果を待って対応ということになるかと思っております。

【委員長】 陳情という形の審査ですから、議会でこの陳情を採択するかどうかということが決まらなないと、それから先のことは市としても考えられないというお答えでしたので、議会のこの陳情に対する採択を待つということでした。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

その他

【委員長】 その他、何かございますか。

【郷土博物館管理課長】 それでは、1点報告をさせていただきます。

前回の協議事項に8におきまして、市技芸保存伝承奨励報償金、この「伎」の漢字につきまして、委員より貴重なご指摘をいただいたところでございます。委員のご指摘のとおりでございます。早速検討させていただきます。本日、その検討結果と今後の対応につきまして、口頭にて報告をさせていただきたいと思っております。

まず、正しく人偏のついた「伎」を用いようといいたしますと、現代の漢字の使用の関係でひらがなになる可能性がございます。そうしますと、さらにその意味が非常にわかりにくくなるという面が1点ございます。さらにこれは今後、要綱の名称だけではなくて、予算書との関連も出て、調整が必要になってまいります。そうしますと、このような問題から、この時期において内部の調整が非常に困難ということになってまいります。そこで、大変恐縮でございますけれども、20年度につきましては、協議事項でお示しいたしましたタイトルで進めさせていただきます。今後この名称につきましては理解しやすい要綱の名称ということで、例えば「無形民俗文化財伝承奨励報償金」といったように、名称そのものを改めることを視野に入れまして、新年度で検討させていただくということをご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 前回話題になったことの答弁ですが、この「伎」という字が常用漢字表にないという事ですね。そうすると、ひらがなの「ぎ」にしなければならない。ひらがなにすると、なおさら分かりにくくなるため、20年度は前回の協議した内容で今後名称については理解しやすいものに検討していきたいという報告がございました。この提案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、そのように今後すすめていただきたいと思います。

日程第4 議案審議

議案第28号 平成20年度青梅市教育委員会の基本方針について

【委員長】 次に、議案審議に移ります。

議案第28号を議題といたします。

平成20年度青梅市教育委員会の基本方針について、説明をお願いします。

【総務課長】 お手元の議案第28号についてご説明させていただきます。

議案第28号、平成20年度青梅市教育委員会の基本方針についてでございますが、前回2月4日の教育委員会においてご協議をさせていただきます。ご承認いただきました「平成20年度青梅市教育委員会の基本方針」でございます。19年度に比較いたしまして、前回ご説明いたし

ましたけれども、若干事業の進ちょく、あるいは文言の整理等を加えさせていただきまして、教育目標については改定をしてございません。ですから、基本方針についても大きな変更はなく、それぞれ事業の進捗状況あるいは施設の整備状況等にあわせて文言を整理させていただきまして、平成20年度青梅市教育委員会の基本方針とさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

では委員長として、協議のときには気がつかなかった部分ですが、文言上、整理をした方がいいなと思うところが1点ございますので提案させていただきたいと思います。3ページに「国語力の向上」というのがございます。「コミュニケーション能力や豊かな言語感覚を育成するために、主張大会への取り組みと『青梅市子ども読書活動推進～』とあります。この主張大会というのは、青梅市小・中学生の主張大会のことです。「主張大会への取り組み」というのが、我々はわかっていますけれども、これを市民の方が見た時、ホームページに公開された時に正式にフルネームで「青梅市小・中学生の主張大会」とした方がわかりやすいのではないかと思いました。幸い段ずれ等も発生せず、スペースが十分あるようですから、その方がいいと思いますがいかがでございますか。

【総務課長】 ご指摘ありがとうございます。それでは、今のところにつきましては、「主張大会」を『青梅市小・中学生の主張大会』への取り組みという形で修正をさせていただきまして、議案として提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 修正の提案がございましたので、それを含めて採決いたします。

議案第28号、平成20年度青梅市教育委員会の基本方針について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第28号、平成20年度青梅市教育委員会の基本方針について、は原案どおり可決されました。

議案第29号 青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について

【委員長】 続いて、議案第29号を議題といたします。

青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、議案第29号、青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

学校教育法の一部改正に伴いまして、青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正するものがあります。2月4日の教育委員会の際にご協議をいただいたものでございまして、学校教育法の改正によりまして、参照条文の条ずれが生じております。その部分につきまして、青梅市就学の援助に関する規則の一部を、改正学校教育法にもとづき整備をしようとするものであります。

議案の次のページの規則の本文でございますけれども、第1条中「学校基本法第25条および第40条」を「学校教育法第19条」に改めるというものでございまして、旧の学校教育法では25条で小学生の部分、児童の部分についてを定め、40条において中学校において準用するという規定がございました。それが改正後の学校教育法においては、19条一本で児童・生徒の就学の援助の定めになっておりますので、ここの引用条文が今までは25条と40条というふうに定めておりましたものを、19条一本に改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

それでは、これより採決いたします。

議案第29号、青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第29号、青梅市就学の援助に関する規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第30号 青梅市市民センター改革等に伴う関係規則の整備に関する規則について

【委員長】 次に、議案第30号を議題といたします。

青梅市市民センター改革等に伴う関係規則の整備に関する規則について、説明をお願いします。

【総務課長】 議案第30号、青梅市市民センター改革等に伴う関係規則の整備に関する規則についてご説明申し上げます。

説明欄にありますように、青梅市市民センター改革によりまして、市民センターの管理部局が変更されるとともに、その他の組織等に関する取扱いが改められることに伴いまして、関係規則等について規定の整備を行おうとするものであります。

1枚おめくりいただきまして、青梅市市民センター改革等に伴う関係規則の整備に関する規則についてご覧いただきたいと思っております。

10の規則の改正と、2つの規則の廃止について、一括で制定をさせていただいております。今回の市民センター改革に伴いまして、市民センターの所管が市長部局に改められること、それから市民センターを統括する場として市民活動推進課が設置されまして、市民センターにつきましては市民活動推進課への係として位置づけられること、それから社会教育課において管理を行っていた社会教育施設予約管理システムの名称が青梅市施設予約管理システムに改まること、これまで市民センターが企画・運営を行ってきた生涯学習事業につきまして、社会教育課において集中して事業を実施するように改められること、それから市民センターの図書館については新中央図書館の分館として位置づけられること、以上のような内容に伴いまして、先ほど申し上げましたように10の規則の一部改正と2つの規則の廃止が必要となりますので、一括で議案として

ご審議いただくこととなります。

先ほど要綱の説明の際に、社会教育課長の方からもお話がありましたけれども、本来であれば規則の改正につきましては教育委員会で協議が整った後の議案の議決という形になりますけれども、このセンター改革につきましては、市長部局と一体のものとなります。そのために、市長部局あるいは教育委員会部局あわせた形で、統一的な対応、あるいは法制整備が必要となりますので、市長部局の方で一括して協議をさせていただきました。ですので、教育委員会の方には議案として提出させていただいてお認めいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、青梅市教育委員会事務委任規則の一部改正、1行目でございます。これにつきましては、2月4日の教育委員会の中でご協議させていただきました、いわゆる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育長事務委任の関係の規定の整備と、それに伴います教育長の臨時代理の制度を創設するために、事務委任規則を改めようとするものであります。

次に、青梅市教育委員会処務規則の一部改正というのがございます。これは2条としておりますけれども、教育委員会処務規則の別表中に、組織体制として社会教育課の欄に社会教育係という定めがしてございましたが、これまで市民センターが企画運営を行ってきた生涯学習事業を効率的に推進するために、社会教育課におきまして集中して事業を実施するように改めることに伴いまして、社会教育課にありました生涯学習推進担当を生涯学習推進係に改めます。それから、その所管する事務のうち、「生涯学習事業の連絡・調整」という事務分掌になっておりましたものを、「生涯学習の実施」という項目に改めようとするものであります。ですから、別表中の社会教育課の欄に社会教育係と生涯学習推進係という2係制に改めるものと、別表2の事務分掌の定めの中に、(2)「生涯学習事業の連絡・調整に関すること」となっておりましたものを、「生涯学習事業の実施に関すること」というふうに改めさせていただきます。

次の規則でございますが、青梅市教育委員会公印規則でございます。青梅市の教育委員会にかかわる公印についての定めでございますけれども、今までは市民センターが教育委員会の所管の施設であったことによりまして、青梅市教育委員会教育長の専用印をそれぞれ各センターに用意してございました。これが市長部局の方に移管されることによりまして、専用印が必要でなくなりました。これを削除するための整備として、給食センターと体育課の間には各市民センターの所長、それから美術館と中央図書館の間には河辺市民センター、郷土博物館管理課長の後には今井市民センター所長ということで、今まで規則に定めておりましたものを削除させていただきます。また、市民センター図書館が分館に位置づけられることに伴いまして、今までは青梅市図書館館長という印を用意してございましたけれども、分館となりますので分館長の印というのはございませんので、図書館館長の印をすべて削除いたします。それとともに、青梅市中央図書館が本館という位置づけになりますので、新たに青梅市中央図書館長の印という公印を設けるということでございます。

それから、下に四角で囲ってあるのは、印影を登録してございますので、青梅市 図書館館長の印を、青梅市中央図書館館長印という印影に改めて、規則で定めるものでございます。

次のページに移らせていただきまして、青梅市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正でございます。これは、職層としての参事の区分が、現行では「部長、課長、室長、主幹、市民センター所長および給食センター所長」となっておりますが、市民センター改革に伴いまして市民センター所長がなくなりますので、この部分を削除するものでございます。

次の青梅市社会教育関係団体登録規則の一部改正です。これは、今回の市民センター改革と直接は関係ございません。参照条文の、市民会館とか釜の淵市民館の使用料減免規定のところでございますけれども、それぞれの施行規則の方に条ずれが起きておりましたので、これを一連の作業の中で「その他所要の規則の整理」ということで、参照条文のずれを整理させていただいているものでございます。

次の市民会館条例施行規則の一部改正から一番下にある青梅市総合体育館条例施行規則の4規則でございますが、これはいずれも市民センター改革によりまして、市民センターの所管が市長部局へ移管されることに伴いまして、青梅市社会教育施設予約管理システムというものが今までございましたけれども、これが教育委員会の施設と市長部局の施設が混在することになりますので、「社会教育施設」というところを「青梅市施設予約管理システム」ということに改めます。そして、所管を市長部局に移すことに伴いまして、それぞれの「青梅市社会教育施設予約管理システム」という文言を「青梅市施設予約管理システム」に改めようとするものであります。

1枚おめくりいただきます。

次に、青梅市体育施設条例施行規則の一部改正がございます。この部分につきましては、新旧対照表をご覧いただいた方がわかりやすいかと思えます。3枚めくっていただきますと、青梅市体育施設条例施行規則というのがございます。こちらの現行3条に、「体育施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、風の子・太陽の子広場、釜の淵公園水泳場、東原公園水泳場、わかぐさ公園こどもプールおよび長淵水泳場については」という表現がございます。沢井市民センターのプールが体育課所管の施設に移ること、それから梅郷市民センターもそうですが廃止になりますので、このところは改めて「長淵水泳場および沢井市民センタープールについては」という形で、沢井市民センタープールを新たに加えさせていただきます。

次の4条でございます。ここは先ほどと同様に「青梅市社会教育施設予約管理システム」という文言がございますので、「青梅市施設予約管理システム」に改めようとするものであります。

それから2ページ目、第6条の(4)使用承認書を交付するところでございます。改正前でございますと、「水泳場またはプールを使用する場合の使用承認書の交付は、入場券をもってこれに代えるものとする」という定めがございます。ここに、沢井市民センタープールが入りますが、沢井市民センタープールは無料ですので、入場券をもってこれに代えるということにはなりませんので、改めて「釜の淵公園水泳場、東原公園水泳場、わかぐさ公園こどもプールおよび長淵水泳場」というふうに、入場券をもって使用料の徴収に代えるプールを明記させていただきました。

次に、別表の2ページ目でございますが、こちらも長淵水泳場の後に体育課所管プールとして沢井市民センタープールを表上に加えさせていただきます。

以上が、体育施設条例施行規則の一部改正でございます。

それから、冒頭に申し上げました2つの規則の廃止ということでございますが、これが青梅市市民センター条例施行規則等の廃止でございます。第11条でございますが、青梅市市民センター条例施行規則、それから青梅市社会教育施設予約管理システムの運用および利用者登録に関する規則につきましては、11月8日の教育委員会において、青梅市市民センター条例の一部改正によりまして市長部局への移管が行われておりますので、それに伴いまして、青梅市市民センター条例は廃止となります。また、予約システムの関係は先ほど申し上げましたように、青梅市予約管理システムの方に移行しましたので、この社会教育施設予約管理システムの規則につきましても、同様に廃止をさせていただくというものでございます。この規則につきましては、20年4月1日からの施行ということになります。

以上、大変雑駁で恐縮でございますが、議案第30号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等がございますか。

一括してご説明していただきましたが、いずれも市民センター改革等に伴う関係規則の整備をしたということでございます。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

議案第30号、青梅市市民センター改革等に伴う関係規則の整備に関する規則について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第30号、青梅市市民センター改革等に伴う関係規則の整備に関する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第31号 青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について

【委員長】 続いて、議案第31号を議題といたします。

青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について、説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、議案第31号、青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定についてご説明申し上げます。

これも先ほどと同様に、青梅市市民センター改革によりまして、青梅市教育委員会の権限に属する事務の一部を青梅市の職員として補助執行させることについて、必要な事項を定めることを目的とするものであります。

1枚おめくりいただきまして、規程本文をご覧いただきたいと思います。

まず、第1条でございますように、この規程につきましては青梅市教育委員会の権限に属する事務の一部を青梅市の職員をして補助執行させることについて必要な事項を定めることを目的としております。

第2条で、別表第1に掲げる職員をして、右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。

専決規程が3条に定められております。

運用につきましては、この規程に定めるもののほか、補助執行にかかわる事務の取扱いについては、青梅市教育委員会事案決定規程に準じて解釈運用するものとするということでございます。

1枚おめくりいただきまして、別表の第1、第2をご覧くださいと思います。市民センターが市長部局の所管になることによりまして、市長部局の方に事務が移管するわけでございますけれども、予約システムの関係で市長部局の職員がいわゆる教育委員会の施設の予約を受け付けることとなります。ですから、市民センターで体育館の会議室を予約することができるわけです。教育委員会の施設について市長部局の職員が使用申請とか使用の承認とか使用承認書の交付というような事務を行うこととなりますので、補助執行の規程をして、この事務につきましては市長部局の職員も教育委員会の仕事ができるという定めをしておきませんと、教育委員会施設の予約を受け付けることができなくなります。そういう形で、ここに挙げてありますように、補助執行職員として、市民活動推進課に勤務する職員については、青梅市市民会館条例施行規則、あるいは釜の淵市民会館条例施行規則等々、教育委員会の施設に関するそれぞれの施行規則に規定する使用の申請、使用の承認、使用承認書の交付等に関する事務について行うことができるという定めを設けるものでございます。

別表2につきましては、決裁権限につきましては教育委員会の事案決定規程を準用しますというものです。いわゆる課長決裁なのか、部長決裁なのかという部分の区分につきましては、この別表2において青梅市教育委員会事案決定規程を準用して決めさせていただきますという定めを新たに起こしておきませんと、市長部局の人間が教育委員会の施設予約を受け付けられないこととなりますので、新たに補助執行に関する規程というものを定めさせていただくということでございます。

以上で、議案第31号、青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等がございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

議案第31号、青梅市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第31号、青梅市教育委員会の権限に属する

事務の補助執行に関する規程の制定について、は原案どおり可決されました。

議案第32号 青梅市市民センター改革等に伴う関係規程の一部改正について

【委員長】 続いて、議案第32号を議題といたします。

青梅市市民センター改革等に伴う関係規程の一部改正について、説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、議案第32号、青梅市市民センター改革等に伴う関係規程の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほどは規則を一括してお認めいただきましたけれども、センター改革に伴う関係規程の一部改正が必要となりますので規程としては2本でございますけれども、市民センター改革によりまして管理部門が変更されることに伴う整備をさせていただきたいと思っております。

まず1枚おめくりいただきまして、青梅市市民センター改革に伴う関係規程の一部改正の本文をご覧くださいと思います。

第1条で、事案決定規程の一部の改正について触れてございますが、第2条第2号にあります「および青梅市市民センター条例」を削ること、それから第4条第2項にあります「市民センターに関する部長の決定事案は社会教育部長が」を削るということでございます。後ほど、新旧対照表について改めてご説明させていただきます。

それから、別表第2に個別的な事案決定の一覧表がありますが、その市民センターに関する事項の表を削ろうとするものでございます。

新旧対照表をご覧くださいと思います。青梅市教育委員会事案決定規程の新旧対照表でございます。

第2条(2)用語の意義を定めているところで、課長職を定めております。現行の方をご覧くださいと、「処務規則第3条に規定する課長、室長および主幹ならびに青梅市立学校給食センター条例第2条および青梅市市民センター条例第18条に規定する所長をいう」とあります。これをセンター改革に伴いまして、「学校給食センター条例第2条に規定する所長をいう」ということで、市民センター条例を削ることによりまして、市民センターの所長というものを削ろうというものでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、第4条2項「学校給食センターに関する部長の決定事案は学校教育部長が、市民センターに関する部長の決定事案は社会教育部長が決裁するものとする」とあります。センター改革の関係で、この「市民センターに関する部長の決定事案は社会教育部長が」を削りまして、「学校給食センターに関する部長の決定事案は学校教育部長が決裁するものとする」というふうに改めるものでございます。

それから、別表2の12に、市民センターに関する事項として決定権を決めたものがございまして、これが市長部局の方に移管されることに伴いまして、この別表から削除いたします。市民会館が12となりまして、以降、ずらして整理をさせていただくものでございます。

これが、第1条の方での定めでございます。

それから、第2条では職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程というのがございます。これは新旧対照表はおつけしておりませんが、簡単に口頭でご説明いたします。

職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程というのがございまして、その中で「新たに職員となった者は次の区分により上級の公務員の面前で宣誓を行うものとする」という定めがございます。その中で(1)として、「部長、課長、室長、主幹、学校長、市民会館館長、同副館長、図書館長、郷土博物館長、美術館長、総合体育館長、市民センター所長および給食センター所長にあっては教育委員会」で宣誓を行うということになっています。その部分につきまして、「市民センター所長」を削除いたします。また、その下段の2条(1)の宣誓を行う部分につきまして、市民センター所長という部分を削除するものでございます。

これが、職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程の変更部分ということになります。

以上、2つの規程につきまして変更をしようとするものであります。この規程につきましては、20年4月1日から施行するものとします。

以上で、議案第32号、青梅市市民センター改革に伴う関係規程の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見ございますか。

市民センター改革に伴って、関係規程の一部を変更しなければならないということで、変更の議題として提案されているものでございます。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

議案第32号、青梅市市民センター改革等に伴う関係規程の一部改正について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第32号、青梅市市民センター改革等に伴う関係規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

【委員長】 次に、ここで議案1件が追加されるとのことです。

つきましては、本日の日程に議案第33号 青梅市教育委員会職員の人事異動について を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第33号を追加し、議題といたします。

ただいま追加されました議案は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、

非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方々の退席を求めます。

追加議案

議案第33号 青梅市教育委員会職員の人事異動について

～非公開～

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他、何かありますか。

日程第5 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 それでは、以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

午後3時15分閉会

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員